

議案第 2 2 号

久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年久喜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和 2 年 2 月 1 0 日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。